

保安林（保安施設地区）内作業許可申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
申請者 氏名 印

次の森林において次のように立竹を伐採（立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更）したいので許可されたく、森林法第 34 条第 2 項の規定によりその許可を申請します。

森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 郡 村 地番
保安林の指定の目的	
行 為 の 方 法	
期 間	始 期
	終 期
備 考	

注意事項

- 1 申請書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 行為の方法欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 立竹の伐採にあつては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
 - (2) 立木の損傷にあつては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い
 - (3) 家畜の放牧にあつては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
 - (4) 下草、落葉又は落枝の採取にあつては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
 - (5) 土石又は樹根の採掘にあつては、採掘の目的、種類（土石の採掘の場合に限る。）、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
 - (6) 開墾にあつては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
 - (7) 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあつては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い
- 4 面積を記載する場合は、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第 4 位まで記載すること。
- 5 添付する図面の様式は、規則第 48 条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。